

# 式 次 第

(15:30～16:50)

## 第1部 一般社団法人 西福岡青色申告会 第4回 定時総会

開会のことば  
会歌斉唱  
黙 禱  
会長あいさつ  
議長の選任（書記任命）  
議事録署名人の選任

### 議 事

- 第1号議案 平成27年度 事業報告承認の件  
第2号議案 平成27年度 収支決算報告承認の件  
監 査 報 告  
第3号議案 平成28年度 事業計画報告の件  
第4号議案 平成28年度 収支予算報告の件  
第5号議案 定款変更の件  
第56条 労働保険事務組合事務処理規約  
第59条 特定個人情報取扱規定

来賓紹介

来賓祝辞

西福岡税務署	署 長 上川 一臣 様
西福岡県税事務所	所 長 落石 藤隆 様
糸 島 市	税務課長 田中 雅彦 様

閉会のことば

## 第2部 懇 親 会

(17:00～18:40)

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 開会のことば | (2) 乾 杯    |
| (3) 炭坑節音頭  | (4) 祝いめでた  |
| (5) 万歳三唱   | (6) 閉会のことば |

## 平成27年度 事業報告

自 平成27年 4月 1日

至 平成28年 3月31日

郊外型複合施設の進出やネットショッピング等販売の多様化や消費税増税、少子高齢化、人口減少等の社会的背景を受け、特に街の中核部で小売業を営む個人事業者の廃業により、全国のいたるところで、以前は多くの人の往来で賑わっていた街のメインストリートだったところが閑散としたシャッター通りに変貌した一年でありました。

このような状況下、小規模事業者の経営活力が出る様、事業活動の重点項目に掲げました『組織の拡充強化』『指導・相談活動の充実強化』『広報活動の推進』の基本方針に基づき、会員、そして地域社会に貢献出来るように『税と社会保障改革』を中心とした事業活動を推進してまいりました。

**組織の拡充強化**につきましては、財政基盤充実の為、会員数の増加を目標に各種無料講習会の開催や確定申告会場（人権センター）に青色コーナーを設置するなどして年を通して入会勧奨を行ないましたが、新規入会者は33件と昨年の37件から4件の減少となりました。また事業主の高齢化や事業継承者不在、経営不振による廃業等の退会者も41件あり昨年より退会者が4件増加し、残念ながら前年度の会員数562件から554件で終えることとなりました。

**指導・相談活動**につきましては、関係団体と協力し、「所得税」、「消費税」、「資産税」等の指導・相談日を設け、税知識の普及に努めるとともに【複式簿記による記帳推進】の為、複式簿記講習会や会計ソフトの導入指導を行ない、併せてIT関連の指導・相談にあたりました。特に『国税電子申告納税システム（e-Tax）』につきましては、九州北部税理士会 西福岡支部と税務当局のご協力により所得税459件、消費税133件を事務局より代理送信する事が出来ました。また、法律問題につきましては、弁護士による月例無料相談会を開催し、会員企業の相談にあたりました。

**広報活動**につきましては、会員向けに全青色機関紙『ブルーリターン』及び会機関紙『青色にゆ〜す』並びに会報紙『群青』の配布を行ないました。またホームページ『青色ネット』で会のPR及び税情報の提供に努めてまいりました。

以下、事業活動の事績は次の通りとなっております。

総会・会議関係

( 総 会 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 6月 5日 (金)	第3回 (第2期) 定時総会	プラザ寿苑	300名 (委任状含)

(理事会及び理事・支部長会)

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 28日 (火)	第1回 理事会	青色申告会館	10 名
5月 1日 (金)	第1回 理事・支部長会	〃	17 名
7月 16日 (木)	第2回 理事会	〃	12 名
9月 2日 (水)	第2回 理事・支部長会	〃	16 名
10月 30日 (金)	第3回 理事・支部長会	〃	15 名

指 導 関 係

( 集 合 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 7月 1日 (水) ～ 10日 (金)	給与所得者の源泉税の指導会	青色申告会館	268事業所
28年 1月 5日 (火) ～ 19日 (火)	給与所得者の年末調整指導会	青色申告会館	273事業所

( 個 別 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年4月～28年3月迄	建設業許可・変更届等取扱件数	青色申告会館	18社
28年1月5日～29日	H28年度償却資産申告書の取扱件数	〃	55社

( 個 別 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 27日 (月)	無 料 法 律 相 談	青色申告会館	田中弁護士
28日 (火)	無 料 税 務 相 談	〃	力丸・池松・渡邊
5月 12日 (火)	無 料 法 律 相 談	〃	田中弁護士
29日 (金)	無 料 税 務 相 談	〃	力丸・池松・渡邊
6月 17日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	田中弁護士
29日 (月)	無 料 税 務 相 談	〃	池松・渡邊・濱地
7月 28日 (火)	無 料 法 律 相 談	〃	田中弁護士
30日 (木)	無 料 税 務 相 談	〃	池松・渡邊・濱地
8月 19日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	田中弁護士
28日 (金)	無 料 税 務 相 談	〃	池松・渡邊・濱地
9月 14日 (月)	無 料 法 律 相 談	〃	田中弁護士
29日 (火)	無 料 税 務 相 談	〃	池松・渡邊・濱地

10月	23日(金)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	30日(金)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地
11月	13日(金)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	27日(金)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地
12月	15日(火)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	24日(木)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地
28年	1月 26日(火)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	29日(金)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地
	2月 20日(土)	〃	〃	〃
	24日(水)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	27日(土)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地
	3月 5日(土)	〃	〃	〃
	12日(土)	〃	〃	〃
	15日(火)	〃	〃	〃
	24日(木)	無料法律相談	〃	田中弁護士
	30日(水)	無料税務相談	〃	池松・渡邊・濱地

一般事業関係

(事業・総務・広報)

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 28日(火)	第1回 監査会(H26/10-H27/3)	青色申告会館	
6月 14日(日)	第60回 青色会員旅行	菊池観光ホテル	東町・南本町
～ 15日(月)	〃 ～菊池温泉と阿蘇路～		26名参加
10月 30日(金)	第54回 税務協議会	前原公民館	21名参加
11月 5日(木)	第2回 監査会(H27/4-H27/9)	青色申告会館	
12月 8日(火)	第13回 回転広告塔管理組合 会議	山 水 荘	平野出席
15日(火)	広報委員会/理事会	青色申告会館	9名出席
28年 1月 15日(金)	平成28年 新年祝賀会	山 水 荘	77名参加
22日(金)	税務署主催の税務連絡協議会	西福岡税務署	職員3名出席
2月 9日(火)	青色コーナー 延9日間	人権センター	職員配置
～ 22日(月)			

友好団体関係

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 24日(金)	第1回 西福岡税務署管内納貯連 役員会	西福岡酒販会館	田中会長 出席
5月 26日(火)	西福岡税務署管内納貯連 第48回 総会	西福岡税務署	〃
27日(水)	糸島市商工会 第03回 通常総代会	糸島市商工会館	〃
6月 24日(水)	第44回 福岡県納税貯蓄組合連合会 総会	税理士会館	〃
9月 1日(火)	第2回 西福岡税務署管内納貯連 役員会	西福岡酒販会館	〃
16日(水)	納貯連 「税について」の作文審査	西福岡酒販会館	〃
10月 16日(金)	西福岡税務署管内納貯連 連絡協議会	西福岡税務署	〃
28年 1月 8日(金)	糸島市商工会 平成28年 新春交流会	伊都文化会館	〃
2月 24日(水)	糸島酒販協同組合 第63回 総会	糸島市商工会館	〃

全青色・県連関係

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 5月 13日 (水)	福岡県連 理事会・事務局担当者会議	大博多ビル 12F	田中会長・平野出席
6月 12日 (金)	福岡県青色申告会連合会 総会	博多都ホテル	12名参加
17日 (水)	平成27年度 久留米青色申告会 総会	ハynesホテル久留米	田中会長出席
23日 (火)	第24回 青色21NW研究集会	城山観光ホテル	田中会長出席
7月 31日 (金)	全青色主催 北部九州ブロック役員研修会	ホテル日航福岡	田中会長他2名
10月 21日 (水)	第53回 北部九州ブロック大会	ホテルニュー長崎	16名参加
11月 26日 (木)	全青色 税制改正要望集会	衆議院第一議員会館	田中会長参加
12月 3日 (木)	第25回 青色21NW研究集会	KKRホテル名古屋	平野専務出席

福利厚生関係

- ① 企業共済加入件数 198件
  - 団体集金分 (36件)
  - 口座振替分 (162件)
- ② 青色交通傷害保険加入事業場数
  - 個人セット 171件 262口
  - ファミリーセット 48名 51口
- ③ 労働保険委託事業場数 83社 (125件)
- ④ 全青色傷害保険
  - 事業場数 43件 加入人数 87名 107口
- ⑤ 全青色共済
  - 事業場数 42件 加入人数 68名
  - 全青色共済 傷害特約
- ⑥ 青色共済年金 1名
- ⑦ 疾病入院補償
  - 事業場数 23件 加入人数 38名

部 会 関 係

( 青 年 部 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 13日 (月)	県連青年部設立事務打ち合わせ	県連 / 祇園支部	幸田 / 平野
5月 20日 (水)	平成27年度 総会	イタリアンダイニングZucca	12名出席
8月 21日 (金)	県連青年部暑気払い	博多都ホテル	11名参加

( 女 性 部 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
27年 4月 9日 (木)	第2回役員会 総会役割確認等	青色申告会館	中西部長他幹部
17日 (金)	第38回 女性部 総会	〃	部員24名/来賓2名
6月 5日 (金)	親会 第3回定時総会	プラザ寿苑	多数参加
12日 (金)	第14回 福岡県連女性部定時総会	博多都ホテル	5名参加
14日 (日)	第60回 青色会員旅行	菊池観光ホテル	9名参加
~ 15日 (月)	~ 菊池温泉と阿蘇路~		
10月 21日 (水)	第53回 北部九州ブロック大会	ホテルニュー長崎	4名参加
22日 (木)	役員研修旅行	長崎市 内	
30日 (金)	第54回 税務協議会	前原公民館	
11月 13日 (金)	秋の研修会/税を考える週間	伊都文化会館	多数参加
28年 1月 15日 (金)	平成28年 新年祝賀会	山水荘	女性部より多数参加
2月 4日 (木)	女性部 役員新年祝賀会	食事処まさ	
3月 25日 (金)	監査会~切手収集&第39回 総会の件	青色申告会館	役員 7名

[ 総括 ]

会員の概況

会 員 数	平成27年	554名 (正会員 444名 準会員 110名) (個人会員 448名 法人会員 106社)
	平成26年	562名 (正会員 457名 準会員 105名)
入 会 者	平成27年	33名 (正会員 24名 準会員 9名)
	平成26年	37名 (正会員 26名 準会員 11名)
退 会 者	平成27年	41名 (正会員 37名 準会員 4名)
	平成26年	37名 (正会員 29名 準会員 8名)
[ 退 会 理 由 ]	平成27年	廃業 (11) 税理士関与 (9) 法人化(2) 死亡 (4) その他経営不振等 (14) 除 名(1)
	平成26年	廃業 (16) 税理士関与 (8) 法人化(0) 死亡 (6) その他経営不振等 (7) 除 名(0)

決算申告 (事務局経由提出)

平成27年	所得 税	青色申告者 362名	白色申告者 97名	合計 459名
		(内、イータックスによる申告件数 458件/459件 99.78%)		
平成26年	消費 税	133名	贈与税 4名	
		(内、イータックスによる申告件数 132件/133件 99.24%)		
平成26年	所得 税	青色申告者 366名	白色申告者 86名	合計 452名
	消費 税	134名	贈与税 4名	

指導体制

顧問弁護士 1名 派遣税理士 3名 事務局職員 9名  
(内、臨時職員2名)

事務局利用状況

区分	月													合 計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
税 務	23	26	36	211	29	31	16	33	84	303	410	285	1,487	
経 理	51	24	32	42	33	42	39	45	56	32	20	18	434	
経 営	3	1	1	5	2	5	4	1	2	0	0	1	25	
金 融	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
労 務・福 利	52	73	15	31	31	33	38	16	10	14	20	18	351	
そ の 他	25	18	44	49	17	31	38	44	40	26	20	22	374	
合 計	157	142	128	338	112	142	135	139	192	375	470	344	2,674	

## 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資 産 の 部</b>			
1 流 動 資 産			
現 金 預 金	8,573,903	9,767,915	△ 1,194,012
未 収 会 費	2,885,605	3,624,490	△ 738,885
未 収 入 金	20,520	31,320	△ 10,800
棚 卸 資 産	265,437	262,645	2,792
仮 払 金	0	0	0
差 入 保 証 金	50,000	50,000	0
有 価 証 券	7,500	7,500	0
前 払 費 用	67,585	45,365	22,220
流 動 資 産 合 計	11,870,550	13,789,235	△ 1,918,685
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
定 期 預 金	3,000,000	3,000,000	0
基 本 財 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特 定 資 産			
土 地	12,937,137	0	12,937,137
退 職 給 付 引 当 預 金	0	0	0
特 定 資 産 合 計	12,937,137	0	12,937,137
(3) そ の 他 固 定 資 産			
車 輜 運 搬 具	1	1	0
器 具 備 品	268,800	369,600	△ 100,800
出 資 金	710,000	610,000	100,000
長 期 滞 り 債 権	27	25	2
そ の 他 固 定 資 産 合 計	978,828	979,626	△ 798
固 定 資 産 合 計	16,915,965	3,979,626	12,936,339
資 産 合 計	28,786,515	17,768,861	11,017,654
<b>II 負 債 の 部</b>			
1 流 動 負 債			
未 払 金	1,836,813	2,778,543	△ 941,730
前 受 会 費	158,980	161,780	△ 2,800
短 期 借 入 金	2,537,569	0	2,537,569
別 途 会 計 預 り 金	115,457	59,767	55,690
預 り 金	409,669	430,030	△ 20,361
預 り 支 部 費	850,087	798,976	51,111
未 払 法 人 税 等	71,000	71,000	0
流 動 負 債 合 計	5,979,575	4,300,096	1,679,479
2 固 定 負 債			
長 期 借 入 金	8,795,898	0	8,795,898
退 職 給 付 引 当 金	0	0	0
固 定 負 債 合 計	8,795,898	0	8,795,898
負 債 合 計	14,775,473	4,300,096	10,475,377
<b>III 正 味 財 産 の 部</b>			
1 特 定 正 味 財 産 等	1,502,870	0	1,502,870
2 一 般 正 味 財 産	12,508,172	13,468,765	△ 960,593
(うち基本財産への充当額)	3,000,000	3,000,000	0
(うち特定財産等への充当額)	-1,502,870	0	△ 1,502,870
正 味 財 産 合 計	14,011,042	13,468,765	542,277
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	28,786,515	17,768,861	11,017,654

## 一般正味財産増減計算書

自) 平成27年4月1日 至) 平成28年3月31日

(単位:円)

科	目	当年度	前年度	増減
I	一般正味財産増減の部			
1.	経常増減の部			
	(1) 経常収益			
	受 取 入 会 金	51,000	51,000	0
	受 取 入 会 金	51,000	51,000	0
	受 取 会 費	8,176,500	8,261,000	△ 84,500
	正 会 員 受 取 会 費	8,116,500	8,169,000	△ 52,500
	準 会 員 受 取 会 費	30,000	32,000	△ 2,000
	賛 助 会 員 受 取 会 費	30,000	60,000	△ 30,000
	事 業 収 益	2,176,954	2,549,046	△ 372,092
	全 青 色 共 済 手 数 料 収 入	679,834	692,214	△ 12,380
	企 業 共 済 手 数 料 収 入	367,108	558,791	△ 191,683
	労 働 保 険 手 数 料 収 入	925,892	1,015,621	△ 89,729
	雇 用 保 険 手 数 料 収 入	204,120	282,420	△ 78,300
	受 取 補 助 金 等	1,090,692	1,142,492	△ 51,800
	労 働 保 険 報 奨 金	1,078,380	1,134,500	△ 56,120
	労 働 保 険 助 成 金	12,312	7,992	4,320
	中 退 共 助 成 金	0	0	0
	受 取 負 担 金	39,364,100	40,566,810	△ 1,202,710
	特 別 会 費 ( 月 ) 収 入	19,972,952	20,850,732	△ 877,780
	特 別 会 費 ( 決 ) 収 入	14,745,160	14,786,430	△ 41,270
	特 別 会 費 ( 臨 ) 収 入	4,645,988	4,929,648	△ 283,660
	受 取 寄 付 金	0	0	0
	受 取 寄 付 金	0	0	0
	借 入 金 収 入	13,000,000	0	13,000,000
	特 定 資 産 取 得 借 入	13,000,000	0	13,000,000
	雑 収 益	1,562,158	1,553,040	9,118
	受 取 利 息	2,924	2,924	0
	有 価 証 券 運 用 益	400	310	90
	物 品 販 売 収 入	110,847	99,937	10,910
	会 計 ソ フ ト 販 売 収 入	225,750	220,000	5,750
	機 関 紙 等 郵 送 料 収 入	245,000	234,000	11,000
	会 館 手 数 料 収 入	269,806	259,200	10,606
	幹 旋 手 数 料 収 入	0	0	0
	そ の 他 雑 収 益	707,431	736,669	△ 29,238
	経常収益計	65,421,404	54,123,388	11,298,016
	(2) 経常費用			
	事 業 費	2,784,825	2,885,833	△ 101,008
	総 会 費	555,333	557,624	△ 2,291
	全 青 ・ 局 連 費	330,590	310,800	19,790
	会 議 費	222,877	126,281	96,596
	委 員 会 関 係 費	15,000	13,470	1,530
	指 導 連 絡 費	0	73,000	△ 73,000
	職 員 研 修 費	94,000	100,000	△ 6,000
	ブ ロ ッ ク 大 会 費	258,239	260,000	△ 1,761
	広 報 活 動 費	335,270	318,600	16,670
	青 年 部 活 動 費	120,000	100,000	20,000
	女 性 部 活 動 費	300,000	350,000	△ 50,000

	青色旅行補助費	20,000	20,000	0
	渉外費	20,432	58,890	△ 38,458
	機関紙発行費	118,800	187,488	△ 68,688
	役員研修費	144,284	147,180	△ 2,896
	支部活動費	250,000	262,500	△ 12,500
管	理費	63,526,172	52,016,264	11,509,908
	給料手当	31,383,424	31,847,012	△ 463,588
	法定福利費	4,547,378	4,575,049	△ 27,671
	通勤交通費	424,367	378,100	46,267
	中退共掛金	644,000	828,000	△ 184,000
	その他福利費	483,872	426,360	57,512
	退職金	157,812	0	157,812
	顧問料	2,059,200	2,059,200	0
	地代家賃	468,000	3,696,000	△ 3,228,000
	リース料	1,604,451	1,456,200	148,251
	消耗品費	902,565	946,906	△ 44,341
	研修・図書費	210,158	226,019	△ 15,861
	通信費	567,918	562,151	5,767
	旅費交通費	126,780	174,640	△ 47,860
	水道光熱費	500,687	523,430	△ 22,743
	修繕維持費	0	107,060	△ 107,060
	損害保険料	193,960	104,870	89,090
	短期借入金返済支出	1,810,968	0	1,810,968
	慶弔費	135,654	219,168	△ 83,514
	コンピュータ費	309,942	696,782	△ 386,840
	警備費	321,408	322,044	△ 636
	雑費	1,177,554	1,028,714	148,840
	租税公課	2,097,949	1,625,919	472,030
	特定目的準備支出	60,000	60,000	0
	特定資産取得費	12,937,137	0	12,937,137
	予備費	400,988	152,640	248,348
	経常費用計	66,310,997	54,902,097	11,408,900
	当期経常増減額	△ 889,593	△ 778,709	△ 110,884
2.	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
(2)	経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 889,593	△ 778,709	△ 110,884
	法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	0
	当期一般正味財産増減額	△ 960,593	△ 849,709	△ 110,884
	一般正味財産期首残高	10,468,765	11,318,474	△ 849,709
	一般正味財産期末残高	9,508,172	10,468,765	△ 960,593
II	基金増減の部			
	当期基金増減額	0	0	0
	基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
	基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III	一般正味財産期末残高	12,508,172	13,468,765	△ 960,593

一般社団法人 西福岡青色申告会  
財 産 目 録

平成 28年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要			
( 財 産 )					
現 金	65,340	手元現金(つり銭)			
普 通 預 金	6,043,700	981,835	福岡県中央信用組合	前原支店	No.0003808
		115,457	"	"	No.0215483
		13,730	"	"	No.0714607
		2,012,972	福岡銀行	糸島支店	No.0926999
		2,821,896	西日本シティ銀行	前原支店	No.3007492
		3,335	佐賀銀行	"	No.1009675
		94,475	ゆうちょ銀行	"	No.45668781
		0	"	"	No.01760-6-16075
納税準備預金	784,463	福岡銀行 糸島支店 No.8002343			
定期預金	880,400	福岡県中央信用組合 前原支店 No.0105783-002			
定期積金	800,000	福岡県中央信用組合 前原支店 No.0479192/No.0489810			
未収会費	2,885,605	平成28年3月31日迄の発生会費等			
未収入金	20,520	(独)中小企業基盤整備機構 モデル団体 特別取扱手数料			
棚卸資産	265,437	日計表・現金式簡易帳簿・コピー用紙・表紙・ファイル等			
差入保証金	50,000	セコム(株) H28.08.10 契約満了			
有価証券	7,500	7,500	櫛青色申告会館		
前払費用	67,585	ウィルスバスター 3年契約未経過分他			
基本財産	3,000,000	福岡県中央信用組合 定期預金 No.0099253-001			
特定資産	12,937,137	糸島市前原中央3-15-32 (宅地) 463.8㎡			
車輛運搬具	1	スバル プレオ 平成16年式 軽貨物 (償却累計 △458,899)			
器具備品	268,800	接客用カウンター (償却累計 △235,200)			
出資金	710,000	600,000	福岡県青色申告会連合会	110,000	福岡県中央信用組合
長期滞り債権	27	過年度未収会費等			
財産合計	28,786,515				
( 負 債 )					
未 払 金	1,836,813	732,300	西福岡税務署	消費税等	第03期分
		841,790	西福岡年金事務所	社会保険料	3月発生分
		90,000	費用弁償	交通費	第03期分
		38,739	新日本法規出版(株)	図書追録集	3月発生分
		133,984	ソフトバンクテレコム他	電話料金他	3月発生分
前受会費	158,980	平成28年4月分以降発生の会費			
借入金	11,333,467	福岡県中央信用組合 / 前原支店 1,300万円口 H27年7月31日			
別途会計預り金	115,457	115,457	青年部会計		
預り金	409,669	403,189	職員・税理士・弁護士	源泉所得税	1~3月分
		6,480	会員	誤振替 2件	
預り支部費	850,087	508,344	潤・池田・高田支部	53,153	元岡支部
		83,949	志摩支部	39,283	福岡市長垂以東
		91,343	怡土支部	74,015	その他 6支部
未払法人税等	71,000	50,000	糸島市役所	法人市民税	法人税均等割
		21,000	西福岡県税事務所	法人県民税	"
負債合計	14,775,473				
差引正味財産	14,011,042				

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価及び評価方法  
取得原価基準による最終仕入原価法とする。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定額法による。表示：直接控除科目別注記法
- (3) 引当金の計上基準  
債務性ある負債性引当金  
退職給付引当金は、来年度末より要支給額を計上する事とする。
- (4) 消費税の会計基準  
消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
土 地	0	12,937,137	0	12,937,137
退職給付引当預金	0	0	0	0
小 計	0	12,937,137	0	12,937,137
合 計	3,000,000	12,937,137	0	15,937,137

## 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	3,000,000	0
小 計	3,000,000	0	3,000,000	0
特定資産				
土 地	12,937,137	0	12,937,137	11,333,467
退職給付引当預金	0	0	0	0
小 計	12,937,137	0	12,937,137	11,333,467
合 計	15,937,137	0	15,937,137	11,333,467

## 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(うち当期償却額)
車 輛 運 搬 具	458,900	△ 458,899	1	0
器 具 備 品	504,000	△ 235,200	268,800	100,800
小 計	962,900	△ 694,099	268,801	100,800

\* 特定財産等への充当額 土地 12,937,137- 借入金 11,333,467- 減価償却額 100,800= 1,502,870

## 会計監査報告

1. 日 時 平成28年4月27日
2. 場 所 一般社団法人 西福岡青色申告会 二階 大会議室
3. 監査結果 関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、現金等監査の結果、適正であり、予算の用途並びに業務執行においても、適切妥当であることを認める。

監 事 渡 邊 青  
監 事 池 田 静 子



労働保険事務組合  
一般社団法人 西福岡青色申告会  
決算報告書  
(自)平成27年4月1日 (至)平成28年3月31日

## ●保険料とりまとめ勘定

(単位 : 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度からの繰越金	1,754	預り還付金	2,230
取りまとめ保険料	27,378,172	労働局への保険料払込	27,211,975
930930	17,663,952	930930	17,590,269
930932	3,587,157	930932	3,585,507
930934	450,183	930934	450,183
930935	5,587,920	930935	5,497,356
930936	88,960	930936	88,660
未収保険料	0	未払保険料	0
	0		0
		支払還付金	165,721
		930930	73,207
		930932	1,650
		930935	90,564
		930936	300
受取利息	159	母体団体への繰り入れ	159
合計	27,380,085	合計	27,380,085

## ●母体団体勘定

(単位 : 円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度からの繰越金	0	(2)経常費用 管理費	159
保険料取りまとめ勘定より	159	内訳 (雑費)	159
		積立金勘定へ繰入	0
合計	159	合計	159

## 労働保険報奨金 平成27年度交付分に係る受入証明書

平成27年12月18日に交付を受けた報奨金 1,078,380円の受入及び繰入については

下記のとおりです。なお、繰入期日は平成27年12月18日です。

(単位 : 円)

受入		繰入	
収入事項 (事務組合)	受入金額	収入事項 (一社)西福岡青色申告会 本体	繰入金額
款 その他収入	1,078,380	款 受取補助金等	1,078,380
項 報奨金	1,078,380	項 労働保険報奨金	1,078,380
目 報奨金	1,078,380	目 労働保険報奨金	1,078,380
うち母体団体会計繰入分	(1,078,380)	うち母体団体会計繰入分	(1,078,380)
合計	1,078,380	合計	1,078,380

一般社団法人 西福岡青色申告会

会長 (代表理事) 田中 明生

専務理事 兼 事務局長 平野 周二



## 女性部会計 収支決算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

&lt;収入の部&gt;

&lt;支出の部&gt;

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	科 目	予算額	決算額	増 減
前期繰越金	301,297	301,297	0	総 会 費	100,000	45,475	-54,525
親会助成金	300,000	300,000	0	会 議 費	50,000	59,426	9,426
預金利息	100	67	-33	研 修 費	100,000	25,360	-74,640
雑 収 入	0	30,900	30,900	全 国 大 会 費	0	0	0
				研 修 旅 行 費	200,000	0	-200,000
				通 信 費	10,000	1,285	-8,715
				事 務 費	20,000	9,350	-10,650
				交 際 費	15,000	17,500	2,500
				県連女性部負担金	20,000	20,000	0
				予 備 費	86,397	0	-86,397
				次 期 繰 越 金	0	453,868	453,868
合 計	601,397	632,264	30,867	合 計	601,397	632,264	30,867

平成27年度 女性部 収支決算書を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。

平成28年 4月 4日

監 事

村 島 恵 美 子

女性部は平成28年4月14日に第39回 定時総会を行ない、上記の収支決算書は承認されております。

## 青年部会計 収支決算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

&lt;収入の部&gt;

&lt;支出の部&gt;

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	科 目	予算額	決算額	増 減
前期繰越金	37,727	37,727	0	県 連 負 担 金	20,000	20,000	0
親会助成金	120,000	120,000	0	通 信 費	108	540	432
総会参加費収入	69,000	48,000	-21,000	総 会 費	100,000	69,210	-30,790
研修参加費収入	36,000	10,800	-25,200	研 修・事 業 費	72,000	22,800	-49,200
全青研修参加費収入	62,900	0	-62,900	全青色関係費用	126,000	0	-126,000
雑 収 入	24,000	0	-24,000	雑 費	5,060	16,540	11,480
受 取 利 息	10	20	10	予 備 費	26,469	0	-26,469
			0	次 期 繰 越 金	0	87,457	87,457
合 計	349,637	216,547	-133,090	合 計	349,637	216,547	-133,090

## 貸借対照表

平成 28年 3月 31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
親会預け金	115,457	預り積立金	28,000
		次期繰越金	87,457
合 計	115,457	合 計	115,457

平成27年度 青年部会計報告書は、事務局で作成し 幸田青年部長が確認しました。

青年部は平成28年5月25日に総会を行ない、上記の収支決算書及び貸借対照表は承認されております。

# 平成28年度 事業計画報告の件

## 平成28年度事業計画

自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日

### 事業活動基本方針

平成28年度の我が国経済は、これまでのデフレ脱却・経済再生・財政健全化策に加え一億総活躍社会を目指し、様々な緊急対策を講じて名目GDP600兆円を目指しております。こうした中、日本経済はアベノミクス効果により、大企業を中心に景気が回復基調と言われておりますが、小規模零細事業者の事業環境は依然として厳しい状況が続いております。また、熊本大震災等の自然災害の影響が熊本地方のみならず、これから九州各地で出てくると思われまます。このような経営環境を踏まえ、マイナンバー制度の周知・消費税率10%への引き上げと消費税の軽減税率導入によって混乱が懸念される事から、当会では会員をはじめとする個人事業者等の経営支援のさらなる充実を図るべく努めて参ります。

非営利目的の「一般社団法人」として第4期目を迎える当会は、自立的運営を基本として会員サービスの拡充を念頭に置くとともに、公益の推進にも寄与するために関係法令をはじめ定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に即した事業を積極的に展開し、従来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚等に努め、会員サービスはもとより公益目的事業等の充実を図り、以って国政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献して参ります。

#### 1 組織運営の充実強化

##### (1) 青色申告制度の普及と組織の強化について

白色申告者の記帳・記録保存の義務化に合わせて、増大する青色申告者への入会を奨励し、会員増強に積極的に取り組みます。

##### (2) 部会活動の充実について

青年部と女性部それぞれの活動の充実強化と部員増強に取り組みます。

##### (3) 委員会

各委員会の委員再編成を行い、会活動の活性化を図ります。

#### 2 相談・指導活動の充実

(1) 会員の記帳水準の向上に引き続き取り組み、記帳点検、複式簿記の講習会の開催と会計ソフトの普及を図っていきます。

(2) 確定申告に向けた社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に関する規則の整備とその運用方法について、さらに調査研究に努める。

(3) e-Tax(イータックス)の普及に取り組みます。

(4) 経営の安定に資する幅広い講習会・相談会などを開催していきます。

(5) ネットサポートを効率的に利用し、会計ソフト記帳者へのサポート体制の拡充を図っていきます。

(6) 記帳相談体制強化のため、事務局の指導環境の整備及び職員的能力アップを図っていきます。

### 3 広報活動の推進

- (1) ホームページの充実を図り、会員増強にも繋がるソーシャルネットワーキングの利用に取り組んでいきます。
- (2) 会の存在がもっと広く社会に認知され、併せて会員増強に繋がるようなより効果のあるPR策を研究し、パンフレットの改善等を実践していきます。
- (3) 全青色の機関誌「ブルーリターン」と当会発行の機関紙「青色にゆ〜す」・会報紙「群青」を通じ、広報活動の展開とタイムリーな情報提供を行うとともに、「会員必携」の配付により、会員の税知識の習得に努めます。

### 4 福利厚生事業の推進

- (1) 会員の将来に備えた「小規模企業共済」及び「中小企業退職金共済」について、加入促進に努めます。
- (2) 会員の事業安定と福祉の向上に寄与し、会財政の基盤強化に資するために、各種共済【全青色共済(傷害特約付)、全青色傷害保険、疾病入院補償保険、全青色交通傷害保険】の普及拡大に努めます。
- (3) レクリエーションなどの親睦活動に関して、より多くの方に参加していただける企画を研究・実施し、その活動を通して会員相互の交流を図っていきます。

### 5 税制政策活動の推進

福岡県連・北部九州局連・全国青色申告会総連合(全青色)の大会、研修会に積極的に参加し、全青色の提唱する税制政策活動に協力し、適正・公平な税制と充実した社会保障制度の実現に邁進します。



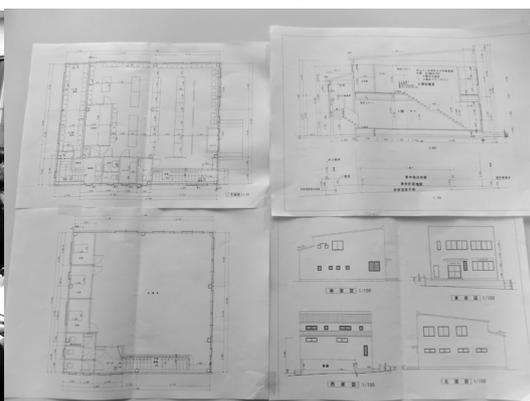
(H27.10.21 北部九州ブロック大会)



(H28.01.15 新年祝賀会 山水荘)



(H27.11.13 税を考える週間講習会)



(新会館の設計図)

## 平成28年度 第4期 収支予算報告の件

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

科	目	当期予算額	前年度予算額	増減
I	一般正味財産増減の部			
1.	経常増減の部			
	(1) 経常収益			
	受 取 入 会 金	60,000	60,000	0
	受 取 入 会 金	60,000	60,000	0
	受 取 会 費	8,233,000	8,342,000	△ 109,000
	正 会 員 受 取 会 費	8,169,000	8,250,000	△ 81,000
	準 会 員 受 取 会 費	32,000	32,000	0
	賛 助 会 員 受 取 会 費	32,000	60,000	△ 28,000
	事 業 収 益	2,220,000	2,540,000	△ 320,000
	全 青 色 共 済 手 数 料 収 入	680,000	690,000	△ 10,000
	企 業 共 済 手 数 料 収 入	380,000	560,000	△ 180,000
	労 働 保 険 手 数 料 収 入	930,000	1,010,000	△ 80,000
	雇 用 保 険 手 数 料 収 入	230,000	280,000	△ 50,000
	受 取 補 助 金 等	1,093,000	1,143,000	△ 50,000
	労 働 保 険 報 奨 金	1,080,000	1,135,000	△ 55,000
	労 働 保 険 助 成 金	13,000	8,000	5,000
	中 退 共 助 成 金	0	0	0
	受 取 負 担 金	38,050,000	40,550,000	△ 2,500,000
	特 別 会 費 ( 月 ) 収 入	19,500,000	20,800,000	△ 1,300,000
	特 別 会 費 ( 決 ) 収 入	13,900,000	14,800,000	△ 900,000
	特 別 会 費 ( 臨 ) 収 入	4,650,000	4,950,000	△ 300,000
	借 入 金 収 入	0	13,000,000	△ 13,000,000
	特 定 資 産 取 得 借 入	0	13,000,000	△ 13,000,000
	雑 収 益	1,253,300	1,657,410	△ 404,110
	受 取 利 息	2,900	2,900	0
	有 価 証 券 運 用 益	400	310	90
	物 品 販 売 収 入	120,000	120,000	0
	会 計 ソ フ ト 販 売 収 入	220,000	220,000	0
	機 関 紙 等 郵 送 料 収 入	230,000	230,000	0
	会 館 手 数 料 収 入	0	259,200	△ 259,200
	幹 旋 手 数 料 収 入	50,000	95,000	△ 45,000
	そ の 他 雑 収 益	630,000	730,000	△ 100,000
	経常収益計	50,909,300	67,292,410	△ 16,383,110
	(2) 経常費用			
	事 業 費	3,042,000	2,791,088	250,912
	総 会 費	654,000	540,000	114,000
	全 青 ・ 局 連 費	331,000	320,000	11,000
	会 議 費	269,000	125,000	144,000
	委 員 会 関 係 費	15,000	15,000	0
	指 導 連 絡 費	50,000	45,000	5,000
	職 員 研 修 費	100,000	100,000	0
	ブ ロ ッ ク 大 会 費	220,000	250,000	△ 30,000
	広 報 活 動 費	325,500	318,600	6,900
	青 年 部 活 動 費	120,000	120,000	0
	女 性 部 活 動 費	300,000	300,000	0
	青 色 旅 行 補 助 費	20,000	20,000	0
	渉 外 費	50,000	50,000	0
	機 関 紙 発 行 費	187,500	187,488	12
	役 職 員 研 修 費	150,000	140,000	10,000
	支 部 活 動 費	250,000	260,000	△ 10,000

管	理	費	50,180,116	64,430,322	△ 14,250,206
	給	料	31,300,000	32,360,000	△ 1,060,000
	法	定	4,570,000	4,600,000	△ 30,000
	通	勤	409,580	378,100	31,480
	中	退	540,000	828,000	△ 288,000
	そ	の	440,000	440,000	0
	退	職	0	0	0
	顧	問	2,059,200	2,059,200	0
	地	代	0	2,592,000	△ 2,592,000
	り	一	1,733,426	1,450,000	283,426
	消	耗	900,000	980,000	△ 80,000
	研	修	200,000	225,000	△ 25,000
	通	信	570,000	570,000	0
	旅	費	140,000	175,000	△ 35,000
	水	道	488,000	520,000	△ 32,000
	修	繕	150,000	80,000	70,000
	損	害	196,000	79,000	117,000
	減	価	0	100,800	△ 100,800
	短	期	2,720,700	0	2,720,700
	慶	弔	150,000	220,000	△ 70,000
	コ	ン	311,802	700,000	△ 388,198
	警	備	321,408	321,408	0
	雑	費	1,100,000	1,020,000	80,000
	租	税	1,680,000	1,820,000	△ 140,000
	特	定	50,000	60,000	△ 10,000
	特	定	0	12,800,000	△ 12,800,000
	予	備	150,000	51,814	98,186
	経	常	53,222,116	67,221,410	△ 13,999,294
	当	期	△ 2,312,816	71,000	△ 2,383,816
2.	経	常			
(1)	経	常			
	経	常	0	0	0
(2)	経	常			
	経	常	0	0	0
	当	期	0	0	0
	税	引	△ 2,312,816	71,000	△ 2,383,816
	法	人	71,000	71,000	0
	当	期	△ 2,383,816	0	△ 2,383,816
	一	般	9,508,172	10,468,765	△ 960,593
	一	般	7,124,356	10,468,765	△ 3,344,409
II	基	金			
	当	期	0	0	0
	基	金	3,000,000	3,000,000	0
	基	金	3,000,000	3,000,000	0
III	一	般	10,124,356	13,468,765	△ 3,344,409

## 注 記

科目間の流用を認める

短期借入金返済支出 内訳 (借入金 2,537,569円 支払利息 183,131円)

第1章 総則  
(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人 西福岡青色申告会 (以下、「(一社)西福岡青色申告会」という。)の定款第56条第1項の規定により、(一社)西福岡青色申告会が労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (以下「法」という。)第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律 (以下「石綿健康被害救済法」という。)第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条 (第4項を除く)及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務 (以下「労働保険事務等」という。)を処理する方法及びその処理に関する本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員 (以下「委託組合員」という。)及び委託組合員であって労働者災害補償保険法 (以下「労災保険法」という。)第4章の2の規定による特別加入の承認を受けている組合員 (以下「特別組合員」という。)の責任を定めることを目的とする。

第2章 労働保険関係等事務処理の委託  
(労働保険関係等事務の受託)

第2条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

2 委託組合員が、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務等の一切の処理を委託するものとする。

(委託手続の事務)

第3条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務等委託書 (組様式第1号)を提出しなければならない。

2 本事務組合は、前項の労働保険事務等委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該委託組合員に通知するものとする。

3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿 (徴収則様式第18号・石綿則様式第5号)」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。

4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

(委託の解除及び特別加入からの脱退)

第4条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務等の処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務等委託解除通知書 (組様式第11号)によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。

2 特別組合員が、労働保険事務の処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い都道府県労働局長の承認を受けなければならない。

3 本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務等の処理の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

第5条 特別組合員が、労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けようとするときは、第5号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係の規定により同法第33条第3号又は第5号に掲げる者を希望する場合、同法第35条第3項係を消滅させることを希望する場合は同法第36条第2項の規定により準用する同法第34条第2項の規定により同法第33条第6号又は第7号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けようとする者としなければならない。特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託組合員は次の各号に掲げる事項を、労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (組様式第4号)により、毎年本事務組合が指定した日までに報告しなければならない。

- 一 事業の概要
  - 二 使用労働者について前年度中 (前年4月1日から本年3月31日まで)に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込み額
  - 三 その年度中の1か月平均使用労働者数
  - 四 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
  - 五 その他本事務組合が必要と認める事項
- 2 本事務組合が、都道府県労働局職入徴収官からメリット事業にかかるとする労働保険率及び都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿 (徴収則様式第19号・石綿則様式第6号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

第7条 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、次の各号に掲げる事項をそれぞれの事業の開始した翌月5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

- 一 事業の名称及び事業場の所在地
- 二 予定される事業の期間
- 三 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所
- 四 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量並びに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

第8条 委託組合員は、その使用労働者についての雇用保険の被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更等の異動 (以下「被保険者の異動」という。)又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動 (以下「事業主の異動」という。)に関する公共職業安定所長に対する届書を作成する必要な事実をその届書の提出期限の5日前までに本事務組合

に報告しなければならない。

2 委託組合員は、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収様式第20号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。

4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該組合員の確認印を捺するものとする。

5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第4項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

#### （離職証明書に関する報告）

第9条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。

3 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを妨げない。

4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に記載しその交付を受けた者から受領印を捺するものとする。

5 本事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

#### （労働保険料等の納付に関する事項）

第10条 本事務組合は、委託組合員から第6条の報告を受けたときは、前年度の確定保険料、当年度概算保険料及び一般拠出金を算定し、納付すべき労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）を保険料等納入通知書（組様式第7号（甲））により委託組合員に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料等を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に交付しなければならない。

3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、事業別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料等の額及び受領年月日を記載するものとする。

4 本事務組合は、第6条の規定による報告を受け第2項の規定による労働保険料等の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その金額を国に納付するものとする。

5 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他の徴収金について第3期分までを国に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。

#### （納入告知を受けた場合の事務）

第11条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知に係る事項を記載するとともにその納入告知書に指定された納期限の10日前までに委託組合員にその納入通知書を送付するものとする。

2 納入通知書の送付を受けた委託組合員は、納入通知書に指定された納期限の5日前までに納入告知にかかる金額を納入通知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

#### （督促を受けた場合の事務）

第12条 本事務組合は、委託組合員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の7日前までに、督促状を添付し、納入通知書により当該委託組合員に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定期限の5日前までに、督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

#### （領収書の交付）

第13条 本事務組合は、第10条、第11条、第12条に規定する場合において委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組様式第8号）を、すみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

#### （領収書控等の保存）

第14条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書（控）」、「納付書・領収証書」等を3年間保存するものとする。

#### 第4章 事務組合の責任

##### （労働保険料等の納付責任）

第15条 委託組合員が労働保険料等その他の徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2 法第21条第1項若しくは第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第17条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する追徴金の納付の責を負うものとする。

##### （追徴金の納付責任）

第16条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。

一 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第6条第1項にかかる保険料・拠  
出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、  
政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により  
準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた  
追徴金を徴収される場合

二 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収  
される場合

#### (延滞金の納付責任)

第17条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責を負うものとする。

一 委託組合員が、督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料等を本事務組合  
に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までにその労働保険料等を政  
府に納付しないため延滞金を徴収される場合

二 第12条第1項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までにその  
委託組合員に督促の通知を行わなかったために、督促状の指定納期限までに納付が  
できず、そのため延滞金を徴収される場合

三 前二号に掲げるものほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞  
金を徴収される場合

#### 第5章 手数料

##### (手数料の額)

第18条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員から手数料  
を徴する。

##### (手数料の納入)

第19条 委託組合員は、その年度の概算保険料及び一般拠出金を本事務組合に交付すると  
きは、あわせて手数料を納付しなければならない。

#### 第6章 会計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保  
険事務組合一般会計)

第20条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠  
出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支  
出)

第21条 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計  
においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料等その他の徴収金、法  
第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条  
第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等その他の徴収  
金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出と  
する。

2 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金のために委託組合員から交付を受けた金  
銭を、その目的以外に使用しないものとする。

3 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付すると

きのほかは、福岡銀行に設けられている労働保険料等専用口座に預託するものとする。  
この場合、労働保険料等その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合  
のほかは引き出さざることとする。

4 本事務組合は、委託組合員の労働保険料等その他の徴収金の納付のため本事務組合に  
交付した金銭が、納付すべき労働保険料等その他の徴収金の額を超過している場合には、  
超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。ただし、当該委託組合員の承認  
によって未納の労働保険料等その他の徴収金に充当することができるものとする。

#### (労働保険事務組合一般会計収入・支出)

第22条 本事務組合は、労働保険事務組合一般会計においては、第18条に規定する手数料、  
報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

#### (経理年度)

第23条 労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び  
労働保険事務組合一般会計の経理年度は、(一社)西福岡青色申告会の事業年度とする。

#### (専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第24条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ  
別の者に別途定めるものとする。  
(監査)

第25条 本事務組合は、毎年2回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り  
金の処理について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

#### 第7章 報告

##### (総会等への報告)

第26条 本事務組合は、毎年1回(一社)西福岡青色申告会の総会等の議決機関において労  
働保険料等その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

#### 第8章 特定個人情報の保護

##### (特定個人情報保護の徹底)

第27条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏え  
い・滅失又はき損等を防止するため、特定個人情報の保護を徹底しなければならない。特  
定個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、(一社)西福岡青色申告会の総会等の議  
決機関の承認を経て別に定める。

#### 附則

##### (承認)

第1条 本事務組合は、この規約について(一社)西福岡青色申告会の総会等の議決機関の承  
認を得るものとする。

##### (施行期日)

第2条 この規約は、(一社)西福岡青色申告会が労働保険事務組合として厚生労働大臣の認  
可を受けた日から施行する。

第59条

一般社団法人 西福岡青色申告会 特定個人情報取扱規定

当会は、会員の個人番号を含む特定個人情報 を適切に取扱うため、次に掲げる事項を定め、これを遵守する。

(個人番号を取扱う事務の範囲)

第1条 当会において個人番号を取扱う事務は、会員に係る特定個人情報の一時的な保管事務に限る。

(特定個人情報の範囲)

第2条 当会が取扱う特定個人情報の範囲は、会員が税務署に提出する申告書及び申請・届出書等に記載された情報とする。

(事務取扱担当者等)

第3条 当会における事務取扱担当者は、別紙に掲げる者に限る。

2 当会における事務取扱責任者は、事務局長とする。

(事務取扱担当者の教育)

第4条 当会は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図るものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第5条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者が特定個人情報を取扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(特定個人情報の保管)

第6条 当会が取扱う特別個人情報、その漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、施錠できるキャビネット等に保管する。

(特定個人情報の持ち出し等)

第7条 当会において保有する特定個人情報を持ち出すに当たっては、安全管理の観点から所要の措置を講じる。

附則

本規定は、平成28年 6月 3日より施行する。

特定個人情報の取扱いに関する同意書  
(兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「レ」の上、署名・押印をお願いします。

九州北部税理士会 西福岡支部  
派遣税理士 殿

私は、本日から退会までの間、税務書類の作成のための相談等の際し、上記の派遣税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

私は、電子情報処理組織を利用して税務書類の作成を上記の派遣税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の派遣税理士に通知するとともに、上記の派遣税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

◆ 利用者識別番号 \_\_\_\_\_

(一社)西福岡青色申告会 会長 殿

私は、本日から退会までの間、(一社)西福岡青色申告会「特定個人情報取扱規定」第2条に基づき、(一社)西福岡青色申告会が、私の特定個人情報を含む税務書類を毎年取扱うことに同意します。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

社名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 1 九州北部税理士会西福岡支部派遣税理士及び(一社)西福岡青色申告会は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。

※ 2 九州北部税理士会西福岡支部派遣税理士及び(一社)西福岡青色申告会は、(一社)西福岡青色申告会が定める特定個人情報取扱規定に基づき、本業務において取り扱う特定個人情報につき適切な安全管理措置を講ずるものとします。

# 会員の推移、歴代会長在位と主な出来事

期	年度	会員数	会長	月	西福岡青色申告会の歩みとその関連事項
1	昭和29年	7名	柴田 健太郎	9月	前原青色申告友の会創立
2	昭和30年	19名	↓ ②	2月	前原商工会青色申告指導所併設
3	昭和31年	34名	↓ ③	10月	前原中小企業相談所開設 初代所長 手平 守
4	昭和32年	36名	↓ ④	9月	前原町商工会 社団化手続き
5	昭和33年	38名	↓ ⑤	10月	全国青色申告会総連合加入決定
6	昭和34年	41名	↓ ⑥	11月	第2回南九州青色申告会ブロック大会参加
7	昭和35年	53名	↓ ⑦	1月	簡易保険団体加入、集金業務開始
8	昭和36年	51名	↓ ⑧	2月	前原青色申告会に名称変更
9	昭和37年	51名	↓ ⑨	4月	旧糸島郡(前原・志摩・二丈・周船寺・今宿・北崎)一円青色入会勸奨開始
10	昭和38年	63名	↓ ⑩	4月	機関紙「青申会報」創刊
11	昭和39年	77名	↓ ⑪	4月	住友海上火災代理店開始
12	昭和40年	80名	↓ ⑫	9月	顧問税理士就任(黒瀬健二)
13	昭和41年	98名	↓ ⑬	2月	事務局移転(前原商工会館二階) 9月青色申告会納税組合発足
14	昭和42年	131名	↓ ⑭	10月	北部九州青色申告会ブロック会議(小倉望玄荘)
15	昭和43年	145名	↓ ⑮	1月	理事制採用
16	昭和44年	190名	↓ ⑯	8月	全青色会館(東京)建設出資
17	昭和45年	218名	榑崎 一男	5月	小規模企業共済、中小企業共済加入促進集金事務開始
18	昭和46年	235名	↓ ②	1月	青色会館建設準備に入る。6月第1回税務協議会開催 8月会館建設委員会設置
19	昭和47年	245名	↓ ③	5月	西福岡青色申告会と名称変更 7月事務局移転(北本町公民館)
20	昭和48年	301名	↓ ④	8月	コンピュータの視察(静岡青色申告会)
21	昭和49年	324名	↓ ⑤	4月	創立20周年記念式典(講演 全青色:吉田文一事務局長)
22	昭和50年	343名	↓ ⑥	1月	大塚税理士就任 9月 労働保険事務組合認可発足 11月 支部会活動開始
23	昭和51年	346名	↓ ⑦	11月	高知青色申告会、松山青色申告会視察(15名)
24	昭和52年	377名	↓ ⑧	9月	(株)西福岡青色申告会館設立、落成、事務局移転(現在地)
25	昭和53年	440名	↓ ⑨	4月	専務理事制採用 11月 婦人部発足 初代部長 山口ムツ子
26	昭和54年	467名	↓ ⑩	4月	創立25周年記念式典 小野署長より額「誠実」戴く 11月 青年部発足
27	昭和55年	480名	吉村 長	2月	青色申告キャンペーン開始 11月 青色申告制度創設30周年記念式典
28	昭和56年	535名	↓ ②	11月	「税を知る週間」キャンペーン開始 12月 長野税理士就任
29	昭和57年	572名	↓ ③	1月	機関紙「郡青」創刊 青年部
30	昭和58年	581名	↓ ④	11月	振替納税宣言式典
31	昭和59年	588名	↓ ⑤	6月	故吉村 長 会長告别式 11月 西福岡会:創立30周年記念式典(青色会館)
32	昭和60年	589名	榑崎 國雄	5月	青色申告制度35周年記念式典(東京) 9月 北部九州ブロック会議(嬉野)
33	昭和61年	589名	↓ ②	1月	青年部:伊万里青申会と合同研究会(嬉野)
34	昭和62年	604名	↓ ③	8月	第6回豊北町青申会と合同研究会 榑崎会長:福岡国税局長表彰
35	昭和63年	605名	↓ ④	9月	北部九州ブロック大会(長崎) 11月 西日本地区独立会(広島)
36	平成 元年	612名	日下部 三郎	2月	榑崎会長逝去、手平会長代行就任 西福岡会:創立35周年記念式典
37	平成 2年	608名	↓ ②	10月	青色申告制度40周年記念式典(幕張) 11月 北部九州ブロック大会(嬉野)
38	平成 3年	620名	↓ ③	12月	手平副会長:福岡国税局長表彰
39	平成 4年	606名	吉村 博明	1月	なるほどザ税金テレビ出演 9月 北部九州ブロック大会(久留米)
40	平成 5年	608名	↓ ②	11月	婦人部創立15周年記念式典 12月 西日本独立会研究会(大丸別荘)
41	平成 6年	614名	↓ ③	5月	青年部創立10周年記念式典 西福岡会:創立40周年記念式典
42	平成 7年	610名	↓ ④	10月	久留米青申会40周年記念式典
43	平成 8年	613名	↓ ⑤	9月	豊北町青申会創立30周年記念式典
44	平成 9年	620名	↓ ⑥	11月	西福岡会:婦人部創立20周年記念式典(寿苑)
45	平成10年	611名	↓ ⑦		(社)熊本西青申会創立記念式典
46	平成11年	624名	↓ ⑧	11月	西福岡会:創立45周年記念式典(山水荘) 栗原小巻 出演
47	平成12年	610名	三崎 進	10月	青色申告制度施行・青色申告会結成50周年記念式典 H13年3月 手平副会長告别式
48	平成13年	613名	↓ ②	4月	高木専務理事 退職→平野事務局長 就任 11月 吉村顧問:福岡国税局長表彰
49	平成14年	607名	↓ ③	11月	三崎会長:福岡国税局長表彰
50	平成15年	608名	↓ ④	11月	回転式広告塔完成(西区周船寺) 間税会・法人会・納貯連・青申会の四団体協力
51	平成16年	606名	↓ ⑤	11月	西福岡会:創立50周年記念式典(寿苑) 6月 第2回青色21ネットワーク研究会初参加
52	平成17年	613名	↓ ⑥	4月	個人情報保護法に関する法律説明会 8月 青色21NW研究会【小田原塾】
53	平成18年	602名	↓ ⑦		平成18年分 イータックス申告 [所・消]合計 487件 11月 田中副会長:国税局長表彰
54	平成19年	597名	↓ ⑧		平成19年分 イータックス申告 [所・消]合計 483件
55	平成20年	599名	↓ ⑨		平成20年分 イータックス申告 [所・消]合計 464件 10月 三崎会長:国税庁長官表彰
56	平成21年	599名	↓ ⑩	6月	西福岡会:第55回通常総会&創立55周年記念式典(山水荘) H22.1.1 糸島市誕生
57	平成22年	595名	↓ ⑪	10月	青色申告制度施行/青色申告会結成60周年, 三崎会長:財務大臣表彰, 山口副会長:国税局長表彰 他
58	平成23年	584名	↓ ⑫	6月	第16回青色21NW研究集会 in 博多 / 11月 三崎会長 旭日雙光章受章祝賀会
59	平成24年	584名	田中 明生	12月	一般社団法人検討委員会設置、12月7日臨時総会にて解散決議 3月31日 解散
60	平成25年	574名	↓ ②	4月	1日 一般社団法人 西福岡青色申告会へ組織変更 / 9月 創立60周年記念式典
61	平成26年	562名	↓ ③	10月	田中会長 国税庁長官表彰
62	平成27年	562名	↓ ④	6月	(株)西福岡青色申告会館より土地を購入 会館建設委員会の立ち上げ 新会館の設計図作成
63	平成28年	554名	↓ ⑤	6月	















